

おおい町空家等状態調査事業補助金交付要綱

令和2年4月1日
告示第148号

(趣旨)

第1条 おおい町空家等状態調査事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、おおい町補助金等交付規則(平成18年おおい町規則第32号)及びおおい町建設課所管補助金等交付要綱(平成22年おおい町告示第14号)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、空家等の不良度を測定し、状態を把握するために必要な調査費用の一部を補助することで、利活用が見込めない空家等の除却を促進し、安全で安心な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 町内に所在する空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 空家等を所有し、又は管理している者をいう。
- (3) 状態調査 住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)第1条の規定に基づき測定するものであり、同規則別表第1から別表第3に掲げる不良度の測定基準を用いて行う調査をいう。
- (4) 調査者 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の登録を受けた建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、状態調査を実施しようとする所有者等とする。ただし、補助金の交付申請の日において、本町の税、使用料、負担金等を滞納している者は、交付を受けることができない。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、調査者が行う空家等の状態調査とする。ただし、過去にこの補助金の交付を受けたことがある空家等の状態調査は原則対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、空家等1件につき状態調査に要した費用に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)とし、補助限度額は32,000円とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、おおい町空家等状態調査事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に

申請するものとする。

- (1) 空家等の所有者等であることが確認できる書類（登記事項証明書等）
 - (2) 見積書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、おおい町空家等状態調査事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の申請内容を変更しようとするときは、速やかにおおい町空家等状態調査事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 見積書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (変更交付決定)

第10条 町長は、前条に規定する変更交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の変更交付を決定し、おおい町空家等状態調査事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第11条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業を中止しようとするときは、速やかにおおい町空家等状態調査事業中止届（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、おおい町空家等状態調査事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 状態調査結果の写し
- (2) 状態調査の費用を支払ったことが確認できる書類（領収書の写し等）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、おおい町空家等状態調査事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

(調査等)

第14条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員に関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る事項について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

(書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(個人情報の利用)

第18条 町長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県に提供することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。